



島根県報

平成16年 1 月 6 日 (火)

第 1 535 号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.jp/>

目 次

公 告

特定非営利活動法人の設立の認証申請に係る縦覧	(環境生活総務課)	1
島根県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画の変更	(水 産 課)	1
原子力防災対策車 (普通貨物自動車) 1 台に係る一般競争入札の実施	(警 察 本 部)	3

公 告

特定非営利活動促進法 (平成10年法律第 7 号) 第10条第 1 項の規定に基づき特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第 2 項の規定により次のとおり縦覧に供する。

平成16年 1 月 6 日

島根県知事 澄 田 信 義

(1) 申請のあった年月日

平成15年12月19日

(2) 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 Y C スタジオ

(3) 代表者の氏名

木村悦子

(4) 主たる事務所の所在地

松江市砂子町209番地 3

(5) 定款に記載された目的

この法人は、青少年に対してオルタナティブな学びの場を提供し、青少年の起業や文化の発信を支援する事業を行い、もって青少年が自信と希望をもてる地域社会づくりに寄与することを目的とする。

(6) 縦覧に供する書類

定款、役員名簿、設立趣旨書、設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の収支予算書

(7) 縦覧期間

申請書を受理した日から 2 月間

(8) 縦覧場所

県政情報センター (県庁南庁舎 1 階)

特定非営利活動法人の事務所の所在地を所管する隠岐支庁又は総務事務所

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律 (平成 8 年法律第77号) 第 4 条第 7 項の規定により、島根県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画を次のとおり変更したので、同条第10項において準用する同条第 5 項の規定により公表する。

平成16年 1 月 6 日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画

一 海洋生物資源の保存及び管理に関する方針

1 本県の水産業は、平成13年の海面漁業生産量が全国第18位、生産額で第22位となっており、漁業就業者は4,200人となっている。また、主要漁業生産基地及び周辺域における水産加工業も盛んであり、沿海域においては、水産業は中核的産業となっている。

このように水産業は食料供給、本県の均衡ある発展及び定住のために極めて重要な産業であり、今後とも持続的な発展を図るため海洋生物資源を適切に管理し、合理的に利用していくことが必要である。

2 本県沖合域には対馬暖流の主軸をなす第2分支流が、沿岸域には第1分支流が流れ、また、海底地形は県西部で大陸棚が大きく広がり、東部海域では島根半島と隠岐諸島を結ぶ隠岐海嶺が南北に連なっている。これらの地形や海流の影響により、「山陰」、「隠岐北西」及び「島根」の各冷水性の渦動域が形成されるとともに、浜田沖、日御碕沖、隠岐東岸側等に定常的な這い上がり冷水があること等から、本県沖合海域は我が国有数の漁場となっている。

しかしながら、主要な漁獲対象であったまいわし資源が急激に減少し、また、かれい類等の漁業経営上重要な資源についても低水準又は減少傾向にあり、従来の漁業管理措置を通じた資源の保存管理に加えて、漁獲量の上限を設定する等より適切な保存管理措置の実施が必要となってきた。

3 県としては従来から漁業の管理、資源管理型漁業の推進等種々の資源保存管理の措置を講じてきたところであるが、更に海洋生物資源の適切な保存及び管理を図るため、「海洋生物資源の保存及び管理に関する法律」(以下「法」という。)第二条に基づく第一種特定海洋生物資源については、法第三条に基づく基本計画において都道府県ごとに定められた漁獲数量について適切な管理措置を講ずることとする。

4 漁獲可能量及び都道府県漁獲限度量を適切に管理し、必要に応じて漁業者等の指導又は採捕の数量の公表等実効措置を講じるため、他県入漁船を含め、第一種特定海洋生物資源の採捕実績の的確な把握に努めることとする。

5 また、第一種特定海洋生物資源を適切に保存し、及び管理するため、これら海洋生物資源の分布、回遊状況、資源の内容及び当該資源を取り巻く環境等についてのより詳細な科学的データ又は知見が必要であることから、県水産試験場を中心とし、国又は関係府県との連携の下、資源調査体制の充実強化を図ることとする。

6 第一種特定海洋生物資源以外の海洋生物資源についても、引き続き資源管理を推進するよう、従来からの資源管理型漁業を推進していくこととする。

7 海洋生物資源の適切な保存及び管理を図るため、協定制度の活用等により引き続き漁業者による自主的な資源管理を推進する。

8 本県における漁獲可能量及び漁獲限度量制度においては他県の入漁者の採捕実績に妥当な配慮を払うものとする。

二 第一種特定海洋生物資源ごとの漁獲可能量について本県に定められた数量に関する事項

第一種特定海洋生物資源の知事管理量は以下のとおりである。

第一種特定海洋生物資源の種類	平成15年 1 月から12月(ずわいがにについては平成15年 7 月から平成16年 6 月)の知事管理量	平成16年 1 月から12月(ずわいがにについては平成16年 7 月から平成17年 6 月)の知事管理量
まいわし	若干	若干
まさば及びごまさば	16,000トン	7,000トン
まあじ	34,000トン	26,000トン
するめいか	若干	若干
ずわいがに	-	若干

三 第一種特定海洋生物資源の知事管理量について、海洋生物資源の採捕の種類別、海域別又は期間別の数量に関する事項

第一種特定海洋生物資源の知事管理量について、採捕の種類別に定める数量は以下のとおりとする。なお、海域別及び期間別の数量は定めない。

また、過去の漁獲実績があるものの、資源に対する漁獲圧力が小さいと認められる漁業種類については、数量を明示しないこととした。

第一種特定海洋生物資源の種類	第一種特定海洋生物資源の採捕の種類	平成15年 1 月から12月の知事管理量	平成16年 1 月から12月の知事管理量
まいわし	中型まき網漁業	若干	若干
まさば及びごまさば	中型まき網漁業	15,000トン	6,000トン
まあじ	中型まき網漁業	32,000トン	24,000トン

四 第一種特定海洋生物資源知事管理量に関し実施すべき施策

1 迅速かつ適正な漁獲状況の把握を行うため、主要漁業地区の日々の漁獲情報を収集する漁獲管理情報ネットワークシステムを構築し集計・分析を行う。

2 第一種特定海洋生物資源ごとに以下のとおり実施する。

【まいわし、まさば及びごまさば並びにまあじ】

平成11年に締結された特定海洋生物資源の保存及び管理に関する協定に基づく漁業者による自主的な漁獲可能量管理によって適切な資源管理が図られるよう指導する。

なお、中型まき網漁業については、別に定める規則に基づき、まいわし、まさば及びごまさば並びにまあじ採捕量の報告を義務付ける。

定置漁業、小型定置漁業及び小型まき網漁業については、漁獲努力量を増加させることがないよう、許可隻数、免許統数等について現状程度とするよう管理し、この結果、漁獲量が近年の漁獲実績程度となるよう努めるものとする。

【するめいか】

いかつり漁業については、集魚灯の光力の上限について、漁業調整規則や海区漁業調整委員会指示によるものに加え、自主規制の定着が図られるよう関係漁業者を指導し、するめいか資源に対する漁獲圧力が増大しないよう努めるものとする。

定置漁業及び小型定置漁業については、漁獲努力量を増加させることがないよう、許可隻数、免許統数等について現状程度とするよう管理し、この結果、漁獲量が近年の漁獲実績程度となるよう努めるものとする。

【ずわいがに】

漁獲努力量が増加することがないよう努めるものとする。

五 その他海洋生物資源の保存及び管理に関する重要事項

1 漁業者の資源管理意識の向上に向けた取り組みを強化する。

2 海洋生物資源の生息の場である海洋環境の保全に努める。

3 海洋生物資源の保存及び管理を推進するため、漁獲情報を的確に把握するとともに、資源に関する調査・研究の充実強化をさらに進める。

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定により公告する。

平成16年 1 月 6 日

島根県警察本部長 鎌 田 聡

(1) 入札の件名

原子力防災対策車(普通貨物自動車) 1台

(2) 物品の仕様等

入札説明書による。

(3) 納入期限

平成16年3月30日

(4) 入札方法

落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないものであること。

(2) 物品の製造の請負及び売買に係る入札参加資格要綱(昭和45年島根県告示第4号)第5条の規定により資格を認定され、営業種目表に掲げる、[5車両船舶類-(1)車両類]に登録されたものであること。

(3) 島根県の実施する建設工事等の請負又は物品の購入もしくは製造の請負の一般競争入札において、指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が継続中であるものでないこと。

(4) 島根県内に本店、または営業所を有するものであること。

3 入札書の提出場所等

(1) 入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

〒690-8510 島根県松江市殿町8番地1

島根県警察本部警務部会計課用度係

電話(0852)26-0110 内線2235~2236

(2) 入札説明書の交付期間及び方法

平成16年1月6日から平成16年1月14日までの間、上記(1)の場所において交付する。

(交付時間は土日、祝日を除く午前9時から午後5時までとする)

(3) 入札及び開札の日時、場所

入札日時 平成16年1月16日(火) 午後3時00分

入札場所 島根県松江市殿町8-1 島根県警察本部

開 札 即時開札

4 その他

(1) 契約手続きに使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

契約予定相当額の100分の5以上を納付すること。ただし島根県会計規則(昭和39年島根県規則第22号)第61条の2各号に該当する場合は免除する。

(3) 契約保証金

契約予定相当額の100分の10以上を納付すること。ただし島根県会計規則第69条の2各号に該当する場合は免除する。

(4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に示した書類を入札説明書に定める提出期限までに提出しなければならない。

なお、入札者は、開札日時までの間において、当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ない。

(5) 入札の無効

本公告に示した入札参加資格のないものが入札をしたとき、その他島根県会計規則第63条各号に該当するときは、当該入札者の入札は無効とする。

(6) 落札者の決定方法

島根県会計規則第62条の規定に基づき定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(7) その他

詳細は入札説明書による。

